様式第２の３（第４条の２の４関係）

長期安定適格太陽光発電事業者認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

申請者　　住　所　（〒　　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、法人番号（法人番号がある場合）及び代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第４条の２の４第１項の規定に基づき、長期安定適格太陽光発電事業者の認定（以下「適格認定」という。）を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><th colspan="2">申　請　情　報（注２）</th></tr>
<tr><td>認定基準⑴</td><td>□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を発電する事業を営むに当たって、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守していること。</td></tr>
<tr><td>認定基準⑵の１</td><td>□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、太陽光発電設備を用いて電気を発電する事業（以下「太陽光発電事業」という。）であって、次のいずれかに該当するもの（運転開始済みのものに限る。）について、合計して５０，０００ｋW以上の実績を有すること。（注３）
<table>
<tr><td>認定を受けていない事業</td><td>ｋW</td></tr>
<tr><td>新規認定の日が平成２９年度以降に属する事業</td><td>ｋW</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>ｋW</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>認定基準⑵の２</td><td>□申請者が次のいずれかに該当し、かつ、太陽光発電事業における地域との共生及び保安の確保に関する取組方針について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載していること。（注４）
□その株式を金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所において上場している株式会社（以下「上場企業」という。）（注５）
□地方公共団体の出資を受けている者
□毎年度、長期安定適格太陽光発電事業者としての活動状況等について、経済産業大臣に報告すること。</td></tr>
<tr><td>認定基準⑶</td><td>□申請者の中期経営計画等において、一定規模以上の太陽光発電事業を集約し、集約した事業を含めて、長期間にわたって太陽光発電事業を継続する旨のコミットメントを行っていること。（注６）
□当該コミットメントにおいて、集約する太陽光発電事業の容量及び事業継続する期間に係る定量的な目標を定めていること。（注６）
□毎年度、当該目標とその進捗状況に対する評価を行い、評価結果について、申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページに掲載すること。</td></tr>
</table>

認定基準(4)	□申請者及び申請者を密接関係者とする者が、次のいずれにも該当しないこと。 （ｉ）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条の規定による命令を受けた者であって、当該命令に係る違反の改善に必要な措置をとっていないもの （ii）法第１５条の規定により法第９条第４項の認定（法第１０条第１項の変更又は追加の認定を含む。）を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 （iii）法第１５条の６第１項の規定による命令を受けている者	

	書類の種類	書　類　名	備　考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注７）		
	②印鑑証明書（注７）		
	③申請者を密接関係者とする者及び事業実績の一覧表（注８）		
	④申請者と申請者を密接関係者とする者の資本関係等を証する書類		
	⑤認定基準2の１の事業実績を証する書類		
	⑥申請者が上場企業又は地方公共団体の出資を受けている者であることを証する書類		
	⑦認定基準2の２の取組方針が掲載されている申請者自身が設置するインターネット上の主たるホームページの写し		
	⑧認定基準3のコミットメントが掲載されている申請者の中期経営計画等の写し		
	⑨その他（注９）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　各事項に適合する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注３）　小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合

は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値とする。

（注４）　説明会及び事前周知措置実施ガイドラインや事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）等も参考にしながら、地域の住民とのコミュニケーションや周辺環境への配慮に関する取組や、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）に基づく各種の保安規制を遵守するための取組等について、申請者の取組方針（申請者を密接関係者とする者のうち当該取組方針の対象となる者の一覧を含む。）を公表すること。

（注５）　申請者に対する議決権の全てを保有する株主が上場企業に該当し、かつ、当該株主が認定基準⑴及び認定基準⑷を満たす場合、当該申請者が上場企業に該当するものとして取り扱う（ただし、当該株主が議決権を保有する者の中に、適格認定を受けている者又は申請している者が他にいる場合を除く。）。

（注６）　少なくとも低圧電源についてのコミットメントを行うこと。集約する太陽光発電事業の容量は、集約する低圧電源、高圧電源、特別高圧電源の規模別の容量（ｋW）とすること。

（注７）　公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。

（注８）　申請者を密接関係者とする者の一覧表並びに申請者及び申請者を密接関係者とする者に係る認定基準⑵の１の事業実績の一覧表を添付すること。

（注９）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。